

会議録（１）

会議の名称	令和８年度 第１回飯能市地域福祉審議会及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会		
開催日時	令和８年７月７日（火） 開会 午後６時３０分 閉会 午後８時３０分		
開催場所	飯能市総合福祉センター ３階 大会議室		
議長氏名	菱沼 幹男		
出席委員	菱沼 幹男 綿貫 まなみ 大野 康 新井 善治	本橋 千恵美 吉田 雄之 小池 輝明 三浦 丈夫	佐野 芳美 有賀 りつ子 木崎 稔生 角田 健一 都築 一将 清水 時男
欠席委員	大野 泰規		
説明者の職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部地域福祉課主査 健康福祉部地域福祉課主査 飯能市社会福祉協議会主査 飯能市社会福祉協議会主査	関根 浩司 町田 誉之 古川 宜代 赤木 永幸 梅木 裕也 亀崎 祐也	
傍聴者の数	２人		
会議次第	別紙のとおり		
配布資料	別紙のとおり		
事務局職員職氏名	健康福祉部長兼福祉事務所長 健康福祉部地域福祉課長 健康福祉部地域福祉課主査 健康福祉部地域福祉課主査 飯能市社会福祉協議会事務局長 飯能市社会福祉協議会主幹 飯能市社会福祉協議会主査 飯能市社会福祉協議会主査 飯能市社会福祉協議会主査 飯能市社会福祉協議会主事	関根 浩司 町田 誉之 古川 宜代 赤木 永幸 本村 洋 宮澤 敬行 田沼 大悟 梅木 裕也 亀崎 祐也 原口 大雅	

会議録（２）

議事録の概要〈経過〉・決定事項

議事

- （１）会長、副会長の互選について
互選により、会長、副会長を選出した。
- （２）第４次はんのうふくしの森プランの令和７年度実績報告について
配布資料について、事務局が説明した。
- （３）第４次はんのうふくしの森プランの令和８年度実施計画（案）について
配布資料について、事務局が説明し、承認された。

会議録（３）

発言者	発言内容
社会福祉協議会 事務局長	それでは、議事に入らせていただきます。 現在、会長が不在となっておりますので、会長が選任されるまでの間、健康福祉部長が仮議長となり、議事を進めたいと存じます。
仮議長	それでは、仮議長を務めさせていただきます。 はじめに、「（１）会長・副会長の互選について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
地域福祉課長	会長、副会長につきましては、飯能市地域福祉審議会条例及び飯能市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱の規定により「審議会及び委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。」こととされておりますので、ここで皆様に、会長、副会長の互選を行っていただきたいと存じます。説明は以上です。
仮議長	互選については、自薦、他薦を問いません。いかがでしょうか。
委員	引き続き、学識豊富な菱沼委員に会長をお願いしたいと思います。
仮議長	会長は菱沼委員にとのご提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。 （異議なし）
仮議長	菱沼委員はよろしいでしょうか。 異議がないようですので、決定とさせていただきます。 副会長については、いかがでしょうか。
委員	第１次プランから継続して関わっておられる、大野康委員に副会長をお願いしたいと思います。
仮議長	副会長は大野康委員にとのご提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。 （異議なし）
仮議長	大野康委員はよろしいでしょうか。

	異議がないようですので、決定とさせていただきます。 会長、副会長が決定しましたので、以後の進行については会長にお願いいたしまして、仮議長の任を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
社会福祉協議会 事務局長	それでは、これより菱沼会長に議長をお願いすることといたします。会長、副会長には前方に席をご用意いたしますので、前方の席にご移動をお願いいたします。 (会長は議長席に、副会長は副会長の席に移動)
社会福祉協議会 事務局長	ありがとうございます。それではここで、菱沼会長、大野康副会長より一言ずつごあいさつをいただきたいと存じます。会長、副会長の順にお願いします。 (会長あいさつ) (副会長あいさつ)
社会福祉協議会 事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより菱沼会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	それでは、議事に入りますので、傍聴者２名は入室してください。 (傍聴者入室)
議長	議事に入ります。 「(２) 第４次はんのうふくしの森プランの令和７年度実績報告について」及び「(３) 第４次はんのうふくしの森プランの令和８年度実施計画(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
地域福祉課主査	(資料１－３ 市所管分を説明)
社会福祉協議会 主査	(資料１－３ 社会福祉協議会所管分を説明)
地域福祉課主査	(資料２－３ 市所管分を説明)
社会福祉協議会 主査	(資料２－３ 社会福祉協議会所管分を説明)

議長	それでは、事務局から説明がありました、実績報告及び実施計画についてご意見またはご質問等がございましたらお願いします。
委員	ふくしの森プランの中で、自治会をどのように活用していくかが不明瞭な気がします。ふくしの森の中に自治会をもっと巻き込んでいかないと、計画が着実に動いていかないのではないのでしょうか。
議長	この質問について、社会福祉協議会では自治会とどのような繋がりがあるのか説明をお願いします。
社会福祉協議会 主査	社会福祉協議会としては、自治会連合会の支部の方々に地域福祉推進組織に対して協力をしてもらっています。また、地域福祉推進組織未設置の地区においては、各圏域で行われているふくしを話し合う会に参加していただいております。そういったところで、今後とも地域づくりを共に推進していくパートナーとして考えており、このようなネットワーク構築に力を入れていきたいと考えています。
議長	市はどのような繋がりがあるのか説明をお願いします。
健康福祉部長	自治会との連携としては、第1次はんのうふくしの森プランを策定するときに、民生委員児童委員協議会と自治会連合会との対話の場を設け、そこで地域の中でそれぞれ連携してもらう形を作りました。今でも定期的に対話の場を設けていただいています、そこに市の職員が出向いて、それぞれが持つ課題の共有等をしていただきながら、地域の福祉課題の解決に向けた取組に対して支援を行なっています。
委員	自治会は、福祉的な活動について現状の活動に加えてでは荷が重いと感じているようです。さらに啓発しないと進んでいかないのではないのでしょうか。
議長	自治会には地域差があると思います。市や社会福祉協議会でも自治会に役割を持ってもらって協力を促すのではなく、負担を分散させて自治会を支えていくことも必要です。
委員	本日の説明を聞いて、特別な人のために特別なことをやっているとなると、市民にはあまり届いてこないのではと感じました。しかし、地域福祉とはそういうことではなく、全ての市民に関わるものなのであれば、自治会に協力を積極的に要請する等、より市民に伝わるようにしていく必要があると思います。

議長	委員のご意見のとおりで、地域福祉とは特別な人のものということではなく、孤独孤立を解消するものであり、そのために市や社会福祉協議会が行っている活動を市民に知ってもらうことが重要です。
委員	令和9年4月1日から社会福祉法が改正されると思います。その中で、頼れる身寄りがいない高齢者の入院時の手続きや死後事務の支援を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けるとなっていますが、これらの事業について実施計画に加えないのでしょうか。
社会福祉協議会 主幹	現在、社会福祉協議会では、埼玉県社会福祉協議会からの受託業務として「あんしんサポートねっと」という、判断能力が低下した人に代わり金銭管理等を行う事業を行っています。その「あんしんサポートねっと」の枠組みの中で、身元保証や死後事務などの「新日常生活自立支援事業」を行うことを検討しています。
委員	自分が住んでいるエリアにも身寄りのない独居の高齢者が増えています。孤独死のリスクもある中で、誰も葬儀を行う親族等がない場合に市が行うケースはありますか。
健康福祉部長	葬儀を行う親族等がない場合に市が対応するケースはあります。
委員	そういったことを考慮すると、すぐに始める必要があると思っています。
議長	何もしていないわけではなく、現状で既に行っている事業もありますが、終身サポートを打ち出しているような他の社会福祉協議会もありますので、市民への見せ方を検討してください。
委員	これまで、世帯を支援する中で年齢を超えて支援をする場面は多くあり、障害部門と介護部門の支援者、市や社協とも連携して支援してきました。 また、はんのうふくしの森マップの中に障害者向けの社会資源がもっと増えるといいのではと感じています。 加えて、うえたん号の移動販売を知っていても、そこまで行くことが大変という声もあり、そういった社会資源も充実してほしいと思っています。
社会福祉協議会 主査	はんのうふくしの森マップにつきましては、日々充実を図っているところですが、障害を持っている方のニーズをどのように把握してい

	くのかという点も含めて、サイトの運営を委託している事業者と連携しながら内容の充実に努めていきます。
健康福祉部長	現在、はんのうふくしの森マップに掲載されている情報は、地域福祉の目線に立った地域資源が大半を占めております。障害分野の地域資源は法に基づいたサービス等が多いため、掲載までに時間を要していると思われるので、掲載の基準を検討していきます。
委員	移動販売車「うえたん号」についてです。我々の地域では、うえたん号に随行しています。単純に商品の販売をするだけというわけではなく、地域の見守り活動の一環となっています。 また、これだけ多くの資料を見ても、実際に活動をしているところのイメージはなかなかつかないと思います。実際に活動を見てもらいながら、この素晴らしい飯能市を後世に残せるような地域福祉活動を一緒に展開して欲しいと思っています。
委員	飯能市は広い市域の上、山間部と市街地に二分されているようなところがあります。そのため、地域ごとの課題やニーズに違いがあり、それに対して柔軟に対応する必要があると考えています。
委員	3点ほど意見があります。 まず、各地区で行われている「ふくしを話し合う会」について、地区によっては参加人数が多すぎて話が進んでいかないと感じています。加えて、参加者についても、様々な団体で役職に就いているような人が多いように感じているので、どんな人でも参加しやすいような場にしてほしいと思います。 2点目は、こども家庭センターの立ち位置がわかりづらいように思います。 3点目は、不登校のこどもの居場所をたくさん作ってもらって、こどもが居場所を選べるようになって欲しいと思っています。
健康福祉部長	こども家庭センターにつきまして、専用の建物があるわけではありませんが、児童福祉に関してはこども支援課、妊婦や乳幼児に関しては保健センターが役割を分担していて、それぞれがこども家庭センターの機能を持っています。どちらに相談をしても、連携しながら対応させていただくことになります。
委員	こども支援課と保健センターの連携をより密にしていってほしいと思います。

健康福祉部長	両課のそれぞれの管理のシステムを連携させて、どちらに相談に行ってもそれぞれの状況を把握しながら相談を受けることができるように進めていっております。
議長	ふくしを話し合う会の進行や参加方法等については、今後検討していただきます。 また、こどもの居場所についても、インフォーマルな地域資源として、開発や発掘を行なっていただきます。
委員	最近では、発達障害、ひきこもり状態や不登校等の問題が多く、社会福祉協議会、障害福祉課や生活福祉課と連携をとりつつ、アウトリーチとして当事者との関わりを持ち続けています。当事者にはインフォーマルコミュニティケアやセルフケアが必要ですが、医療とふくしの森プランやCSWの関わりが感じられていないので、そこがうまくいくと国が目指している「包括的な支援体制」に繋がっていくのだと思います。
委員	飯能市内の小中学校でも地域差を感じます。どんな規模の学校でも課題を抱えている子どもや家庭はありますが、こどもの支援というと、子ども支援課がメインになると思います。しかし、家庭や保護者のサポートをしないと、こどもの支援に繋がっていかないと思います。そのためにも、学校がなかなか家庭の中に入れないときに、CSWに関わってもらえるような繋がりづくり、システムを構築していかないといけないと思っています。
委員	令和7年度の評価指標について、ふくしを話し合う会の開催回数が80回と目標値を大きく上回る回数ですが、おそらく地域福祉推進組織がある圏域では回数が多く、未設置の圏域では少ないのだと思います。 圏域別の計画が立てられたので、回数というよりもその内容がどれくらい実施できて、どのような議題が話し合われているかが大事だと思います。 また、基本目標1【交】に学校数に関する目標値がありますが、「すべての小・中学校(21校)」となっております。飯能市内の公立の小・中学校は19校となるのですが、これは誤りでしょうか。
健康福祉部長	こちらは私立学校も含んだ数となっております。
委員	CSWの周知について、令和7年度はイベントでクリアファイル等を配布したとのことですが、クリアファイルで若い層に関心を持って

	もらうのはなかなか難しいと思います。なので、地域の大きな団体に配布を依頼することで、これまでとは異なったルート、期間で配布できるのではないかと考えています。我々も貢献できることがあると思いますので、気軽に知ってもらえるような周知の方法と一緒に検討していきたいと思います。
委員	包括的な支援体制の整備のために、今年度から重層的支援体制整備事業を開始するのはとてもいいことだと思いますが、その交付金で一部の事業を委託する社会福祉協議会の人員配置は担保されるのでしょうか。
地域福祉課長	これまで、国や県から各分野の事業において交付されてきた交付金が重層的支援体制整備事業の交付金に代わる形になります。その交付金を活用して、社会福祉協議会に対する事業の委託料に人件費等を含むことで、社会福祉協議会の人員配置に資する形となっています。
委員	民生委員として地域の見守り活動をしている中で、隣近所のことを分からないという地域も増えてきて、周りに頼ることのできない独居の高齢者も増えてきています。アウトリーチで支援に行くというのもいいですが、独居になってしまっている人を外に出す施策をもっと考えていって欲しいと思います。
委員	高齢者の入院時の手続きのサポートや死後事務を行う民間業者はありますが、倒産等の要因でそれらが行われなくなってしまう可能性があります。そうならないためにも、無償である必要はないので、市や社会福祉協議会が受益者負担の下、制度や体制を整備していく必要があると思います。
議長	そういったサポートを郵便局やNPO法人が行っているところがありますが、やはり継続性の問題がありますので、そういったところを市と社会福祉協議会で検討してってください。
委員	先ほど、「特別な人のため」という話がありましたが、それは老人、障害者や乳幼児などのための福祉であり、これまでもたくさん行われてきました。しかし、はんのうふくしの森プランは「特別な人のため」に行われるものではなく、そこに暮らしている全ての人が「ふだんのくらしのしあわせ」を感じられる社会をつくるという理念で計画されています。どんな人でも誰かのためになっている、双方向に矢印が向いた社会である地域共生社会を目指しているので、ここにいる委員さんからはんのうふくしの森プランを体の一部にしてもらえると嬉し

議長	いです。 他にはございませんか。 それでは「(2) 第4次はんのうふくしの森プランの令和7年度実績報告について」は説明のみとなりますので、「(3) 第4次はんのうふくしの森プランの令和8年度実施計画(案)について」は、承認することよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、承認することといたします。 本日の議事は以上になりますので、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。 委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。 令和 年 月 日 議長の署名 _____	